

「学び」 ツーリズム開発・推進事業 業務委託仕様書

1 業務名

「学び」 ツーリズム開発・推進事業

2 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年3月21日（木）まで

3 目的

銚子市では、歴史文化や自然を「学び」の素材としてジオパークや日本遺産の仕組みを活用し、教育活動に取り組んでいる。その中で、各世代に対応した「学び」のプログラムも構築されており、年々利用者が増加しているが、現時点ではツーリズムとして地域振興への波及が見受けられない。そのため、銚子資産を活かした各世代に応じた教育旅行※1を戦略的に実施することにより、地域振興につながるよう成長させていくことが重要である。

そのため、ツーリズムとして地域振興への波及効果を生み出すために必要な旅行商品の開発やプロモーションを推進していくための取組を行う。

※1 教育旅行について

「教育旅行」は、教育上の目的で実施される旅行で、学校行事として行われる修学旅行や宿泊学習等である。本事業でいう「教育旅行」とは、その対象を児童・生徒に限らず、老若男女、各世代に応じた「学び」の視点を備えた「旅行」という意味で用いている。但し、今年度の事業はその中でも基本的に学校教育を対象とする。

4 業務内容

上記の目的を達成するため、以下の(1)から(3)までの業務を実施すること。

(1) 教育旅行の商品開発及び販売促進

①旅行商品の開発

ア. 教育旅行商品開発のためのブランドコンセプト策定

「銚子時間。」のブランドコンセプトを紹介するリーフレットを作成し、地域住民や観光客に訴求できるようにすること。

イ. 体験コンテンツの新規企画・開発

教育旅行等の誘致強化に効果的と考えられる体験コンテンツを3件以上開発する。企画・開発の際、関係する地域プレイヤーと連携しながら開発し、そのうちの1件以上をモニターツアーに含めることができるコンテンツとすること。

ウ. 学校向け教材資料作成支援

Web サイトからダウンロードして、教育旅行の事前・事後学習に活用することを想定した教材作成を支援すること。他地域で実績のある事例情報を収集・参照し、内容・体裁、ボリューム等、学校現場が活用しやすい教材となるように委託者と協働で制作作業を行うこと。

エ. ポータルサイト化に向けた提案

情報発信に活用している Web サイト「銚子時間。」を、本市における「学び」ツーリズムの情報発信の核とし、市内の観光関連情報と連携が図れるように、以下の4点を含む内容でポータルサイト化するために必要な計画策定及び提案を行うこと。また、予算内で効果的な情報発信ができるような提案も併せてすること。

- ・教育旅行の受付機能を追加
- ・教育旅行に活用するための学習資料のサイト上への掲載

- ・「銚子時間。」を伝えるための「3つの時間」に沿ったページの改編
- ・銚子資産を発信するためのコンテンツの追加

オ. 教育旅行誘致のための学校候補リストの作成

本市が教育旅行誘致を強化できるように、アプローチ候補となる学校リストを委託者と協議をしながら作成し、提案すること。

なお、リストには10校以上の候補を含むこととし、当該学校が教育旅行に関して関心のある分野や内容などの情報を収集し、銚子資産の活用が期待できるような学校を選定すること。

②モニターツアーの実施

ア. ツアーコースの企画

(1)ー①ーイで整理、開発したコンテンツを活用した教育旅行向けのツアーコース案を作成すること。作成にあたっては内容や予算等、学校現場のニーズや制約に留意して3案以上の候補案を提案すること。委託者との協議を踏まえて、そのうちの1案のモニターツアーを実施すること。

イ. モニターツアーの実施

(1)ー②ーアで企画した内容でモニターツアーを実施すること。実施にあたっては、学校教員及び教育旅行に知見のある教育関係者などの分野からそれぞれ最低1名、計3名以上の招聘することとし、終了後にアンケート又はヒアリング等を実施し、参加者による内容評価を行い、今後の改善に活用できるよう留意すること。

(2) プロモーション

①広報・プロモーション

(1)ー①ーエで策定した計画に基づき、Webサイトのリニューアルを行うこと。

②商談会等への参加

観光関連の商談会や観光関連事業者等が参加するセミナー等で情報を収集し、委託者等とともに1回以上参加すること。参加する商談会等については、教育旅行や「学び」ツーリズムに強みを持つ旅行会社と関係を構築する機会となるよう留意すること。

(3) 運営体制の整備

①パートナーシップ構築事業

ア. 体験コンテンツリストの作成

令和4年度に調査したコンテンツ情報の内容を基にして、地域プレイヤーと「学び」ツーリズムを協業して実施する際の条件や方法（例えば、価格、受入条件等）といった具体的な内容を整理・確認し体験コンテンツリストを作成すること。

イ. 地域プレイヤーによる情報発信体制整備支援

「学び」ツーリズムの継続的な情報発信・強化を図るため、次年度以降からの地域プレイヤーを交えた情報発信体制の構築（例えば、「銚子時間。」内でのPR方法や内容）の計画を作成すること。

②ガイド養成事業

ア. 初級レベルガイドの育成教材の作成

銚子資産について観光客に説明・案内ができるガイド人材の知識習得を目的に、ガイド養成の教材作成を行うこと。作成にあたっては、ジオパークや歴史文化関連の既存ガイド人材等と協議し、ガイド人材の拡大を図ることができるよう、内容やレベルに留意して作成する。

イ. 上級レベルガイドの研修

一定のガイド経験を積んでいる者に対し、ジオパークや日本遺産活動の主旨を理解し、それぞれの認定地域で実績を上げている講師によるインタープリテーションの技術の習得を図るための研修を実施すること。

5 成果品の提出

- (1) 業務実績報告書 1部
- (2) リーフレット 印刷物 (2,000部) 及び電子データ 1式
- (3) Web 関係 情報発信強化計画書、サイト構成図、機能説明書、Web ページデータ、Web サイト、使用したデザイン及び画像
- (4) 各種報告書及び説明書 商談会参加報告書、開発コンテンツ内容説明書、ツアーコース説明書、モニターツアー実施報告書 1式
- (5) ガイド養成関係 ガイド養成用テキストデータ、ガイド研修会実施報告書
- (6) 打ち合わせ記録 1式
- (7) 上記電子データ 1式

※電子データは画像データではなく、編集可能なフォーマットのものとする。

6 実施体制

受託者は総括責任者を1名配置し、委託者並びに委託者が事業の実施に当たり必要であると認める関係者等とともに打合せを行い、進捗や業務内容について協議及び報告を行いながら事業を推進していくこととする。打ち合わせの時期や頻度については、7-(1)で作成を規定している業務計画書のなかで具体的に検討

し、契約後、事業開始前までに委託者の了解を得て設定すること。

また、事業の一部を再委託する場合には、委託先及び業務の内容について委託者と協議することとする。

7 関係書類の提出

受託者は、次の関係書類を作成し、提出するものとする。

- (1) 業務計画書・業務着手届・主任技術師

受託者は、委託者と協議の上、本事業の実施方法や工程表・スケジュールを明記した業務計画書を提出し、委託者の承認を受けなければならない。また、業務計画書に変更が生じる場合は、事前に委託者の承認を受けるものとする。

- (2) 実施報告書

受託者は、本事業についての実施報告書を提出するものとする。

- (3) その他

受託者は、委託者からの指示に基づき、適宜、必要な書類を作成し、提出するものとする。

8 資料等の貸与

委託者は、所有する資料のうち当該業務に必要なものは、受託者に貸与するものとする。受託者は、これを適切に管理し、業務完了後には速やかに返却するものとする。

9 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 個人情報保護

受託者は、銚子市個人情報保護条例(平成15年銚子市条例第4号)その他個人情報の保護に関する法令等に基づき、その取扱いに十分に留意し、個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

- (2) 著作権等

成果物に関する著作権は全て委託者に帰属するものとし、その利用及び再編集は委託者において自由に行うことができるものとする。

第三者からの異議の申立て、紛争の提起について、すべて受託者の責任と費用負担で対応するものと

する。(成果物の権利にあたって、第三者が保有し、銚子市に帰属することができない権利がある場合は、あらかじめ銚子市に報告すること。)

本業務により得られた成果物及び資料、情報等は、銚子市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいをしてはならない。

(3) 危機管理

本事業を行うに当たっては、様々な障害、事故、災害などの緊急事態が発生した場合においても、業務の遂行に支障をきたすことが無いよう十分な対応策及び緊急時の体制を整備すること。

10 検査

本業務は、成果物を納品し、委託者の検査合格後、完了とする。

また、業務完了後においても、受託者の責任による業務上の瑕疵が発見された場合は、委託者の指示に従い、受託者の負担において速やかに修正を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

11 その他

(1) 本事業の実施に当たっては、関係法令を遵守するとともに法令上の責任を負うものとする。

(2) この仕様書に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ、別途定めるものとする。